

第5章 本計画の考え方



基本理念及び基本方針については、新たな（第4次）自殺総合対策大綱及び県計画を踏まえるものとします。

第1節 基本理念

基本理念は、国・県と一体的な自殺総合対策の推進を行うため、新たな（第4次）自殺総合対策大綱及び県計画に則り、前計画の基本理念を継承します。

新たな（第4次）自殺総合対策大綱の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

埼玉県自殺対策計画（第2次）の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

本市の前計画の基本理念

誰もが自殺に追い込まれることのない

助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現

本計画の基本理念

誰もが自殺に追い込まれることのない

助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現

第2節 基本方針

基本方針についても、新たな（第4次）自殺総合対策大綱及び県計画を踏まえるものとします。

新たな（第4次）自殺総合対策大綱の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

埼玉県自殺対策計画の基本的な考え方

1. 生きることの包括的な支援として推進します
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組みます
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させます
4. 本県の状況を踏まえて自殺対策に取り組みます

本市の前計画の基本方針

1. 生きることの包括的な支援の推進
2. 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
4. 実践と啓発を両輪としての推進
5. 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進

本計画の基本方針

1. 生きることの包括的な支援の推進
2. 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み
3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
4. 実践と啓発を両輪としての推進
5. 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

1. 生きることの包括的な支援の推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行い、双方の取り組みを通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

「生きる支援」に関連するあらゆる取り組みにより、「生きることの包括的な支援」の推進を図ります。

2. 関連施策との有機的な連携強化による総合的な取り組み

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化や個人、家族の状況などが複雑に関係しています。

そのため、自殺を防ぐためには精神科医療、保健、福祉等のサービスを提供する分野のみでなく、社会・経済的な分野の関係者や組織等との連携を図るとともに、各施策の連動性を高めて包括的な取り組みを推進していく必要があります。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みや自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等の関連ある分野においても、支援にあたる人がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有しながら、総合的な施策の展開を図ります。

3. 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策に係る個別の施策は、国の指針に基づき、次の3つのレベルに応じて、それぞれ自殺の危険性が低い段階で行う「事前対応」、現に起こりつつある自殺発生の危機に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合の「事後対応」等の段階ごとに施策を講じながら、総合的な推進を図ります。

- (1) 個々人の問題解決に取り組む相談支援を行う「対人支援のレベル」
- (2) 問題を複合的に抱える人に対して包括的な支援を行うための関係機関等による実務連携などの「地域連携のレベル」
- (3) 法律、大綱、計画等の枠組みの整備や修正に関わる「社会制度のレベル」

また自殺の事前対応の更に前段階での取り組みとして、児童・生徒等を対象とした「SOSの出し方に関する教育」や、孤立を防ぐための居場所づくり等を推進していきます。

4. 実践と啓発を両輪としての推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であり、自殺に追い込まれるような危機に陥った場合には、誰かに援助を求めることが適当であるということが地域全体の共通認識となるように普及啓発を行います。

また、自殺や精神疾患、精神科医療への受診などに対する偏見をなくす取り組みを推進するとともに、全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っているゲートキーパーの養成と合わせ、広報活動、教育活動等に取り組みます。

5. 市、関係機関・団体、企業及び市民の役割の明確化と連携・協働の推進

本計画に定める自殺対策を通じて「誰もが自殺に追い込まれることのない川口市」を実現するためには、行政のみでなく、関係機関・団体、企業、そして市民一人ひとりが連携・協働して、市を挙げて自殺対策を総合的に推進していく必要があります。

市は自殺総合対策大綱及び本市の実情に応じた施策を策定・実施し、関係機関・団体は保健、医療、福祉、教育、労働等のそれぞれの活動内容の特性に応じて自殺対策への参画を行い、企業は雇用する労働者の心身の健康の確保を図ることに努め、市民は自殺対策の重要性の理解と関心を深め主体的に自殺対策に取り組むなど、それぞれが果たすべき役割を明確に認識し、相互の連携・協働の仕組みを構築することができるよう取り組みを推進していきます。

6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮

自殺対策基本法第9条において、「自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。」と定められていることを踏まえ、行政、関係機関・団体等の自殺対策の関係者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組みます。

第3節 数値目標

国は、新たな（第4次）自殺総合対策大綱において、令和8年（2026年）までに自殺死亡률을平成27年（2015年）と比べて30%以上減少させることを政府の進める自殺対策の目標として定めています。

そうした国の方針を踏まえつつ、本市の計画における目標値として、令和8年（2026年）までに自殺死亡률을11.1以下に減少させることを目指します。

計画の数値目標

指標	平成27年 (2015年) 基準値	令和4年 (2022年) 実績値	令和8年 (2026年) 目標値
自殺死亡률	15.8	13.9	11.1
対2015年比	100%	88%	70%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

国の達成指標

指標	平成27年 (2015年) 基準値	令和4年 (2022年) 実績値	令和8年 (2026年) 目標値
自殺死亡률	18.5	17.3	13.0
対2015年比	100%	93.5%	70%

資料：自殺総合対策大綱、厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

県の達成指標

指標	平成27年 (2015年) 基準値	令和4年 (2022年) 実績値	令和8年 (2026年) 目標値
自殺死亡률	18.0	16.9	12.6
対2015年比	100%	93.9%	70%

資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」、埼玉県自殺対策計画

第4節 施策の体系

前計画の施策の体系は、自殺総合対策大綱を踏まえ、全国的に実施されることが望ましいとされ、かつ地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基礎的な取り組みである「5つの基本施策」と本市において特に強化すべき自殺のハイリスク層への取り組みである「3つの重点施策」から構成しています。

本計画の施策の体系は、前計画の施策の体系を基本としつつ、新たな（第4次）自殺総合対策大綱の反映を図ります。新たな（第4次）自殺総合対策大綱における当面の重点施策では、コロナ禍における自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取り組みに加え、「女性の自殺対策を更に推進する」を当面の重点施策に新たに位置づける一方、新たに設立されたこども家庭庁との連携のもと、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」の重点化が図られています。

基本理念

誰もが自殺に追い込まれることのない
助け合い、支え合うことのできる地域社会の実現

基本施策

基本施策1 生きることへの希望がもてるつながりづくり

1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
2. 孤独・孤立を防ぐ居場所づくり活動
3. 自殺未遂者・遺された遺族等への支援

基本施策2 多様な相談体制の充実

1. アウトリーチによる相談体制の推進
2. 様々な悩みや困りごとに対応する相談窓口の充実

基本施策3 子ども・若者が健やかに育つ環境づくりの推進

1. 学校等における取り組みの推進
2. いじめ・不登校などへの対応の充実
3. 子育て家庭への支援の充実
4. 若年層対策の推進

基本施策4 市民への啓発と周知

1. 自殺対策・心の健康・生きる支援に関する啓発の推進
2. 市民向け講演会・イベント等の開催

基本施策5 自殺対策を支える人材の育成

1. 市民・団体等を対象とする研修
2. 多様な職種（市職員を含む）を対象とする研修
3. 関係者間の連携調整を担う人材の育成

基本施策6 地域におけるネットワークの強化

1. 庁内・地域の連携体制の強化
2. 自殺リスクの軽減と未然防止に向けたネットワークの推進
3. 早期対応に向けたネットワークの推進

重点施策

重点施策1 高齢者を対象とした取り組みの推進

1. 見守り・支え合いの仕組みづくり
2. 相談・訪問等を通じての支援の充実
3. 地域での交流

重点施策2 勤労者を対象とした取り組みの推進

1. 職場環境の是正に向けた取り組みの推進
2. 職域でのメンタルヘルス対策の推進
3. 職業的自立に向けた支援

重点施策3 生活困窮者等への取り組みの推進

1. 生活困窮家庭等への支援
2. 経済的困難を抱える子ども等への支援

重点施策4 女性を対象とした取り組みの推進

1. 妊産婦への支援の充実
2. 困難な問題を抱える女性への支援

前計画の体系からの変更点

前計画	本計画
《5つの基本施策》	《6つの基本施策》
基本施策4 生きることの促進要因への支援 2. 居場所づくり活動	基本施策1 生きることへの希望がもてるつながりづくり 1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援 2. 孤独・孤立を防ぐ居場所づくり活動 3. 自殺未遂者・遺された遺族等への支援
基本施策1 地域におけるネットワークの強化 4. 多様な相談体制の充実	基本施策2 多様な相談体制の充実 追加 1. アウトリーチによる相談体制の推進 2. 様々な悩みや困りごとに対応する相談窓口の充実
基本施策5 子ども達が健やかに育つ環境づくりの推進	基本施策3 子ども・若者が健やかに育つ環境づくりの推進 1. 学校等における取り組みの推進 2. いじめ・不登校などへの対応の充実 3. 子育て家庭への支援の充実 4. 若年層対策の推進 追加
基本施策3 市民への啓発と周知 1. 自殺対策・心の健康等に関する啓発の推進	基本施策4 市民への啓発と周知 1. 自殺対策・心の健康・生きる支援に関する啓発の推進 2. 市民向け講演会・イベント等の開催
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成 1. 市職員を対象とした研修 2. 多様な職種、一般市民を対象とする研修	基本施策5 自殺対策を支える人材の育成 1. 市民・団体等を対象とする研修 2. 多様な職種（市職員を含む）を対象とする研修 3. 関係者間の連携調整を担う人材の育成 追加
基本施策1 地域におけるネットワークの強化 1. 自殺防止に向けた推進体制の構築	基本施策6 地域におけるネットワークの強化 1. 市内・地域の連携体制の強化 2. 自殺リスクの軽減と未然防止に向けたネットワークの推進 3. 早期対応に向けたネットワークの推進

前計画	本計画
《3つの重点施策》	→ 《4つの重点施策》
重点施策1 高齢者を対象とした取り組みの推進	重点施策1 高齢者を対象とした取り組みの推進 1. 見守り・支え合いの仕組みづくり 2. 相談・訪問等を通じての支援の充実 3. 地域での交流
重点施策2 勤労者を対象とした取り組みの推進	重点施策2 勤労者を対象とした取り組みの推進 1. 職場環境の是正に向けた取り組みの推進 2. 職域でのメンタルヘルス対策の推進 3. 職業的自立に向けた支援
重点施策3 生活困窮者等への取り組みの推進	重点施策3 生活困窮者等への取り組みの推進 1. 生活困窮家庭等への支援 2. 経済的困難を抱える子ども等への支援
	重点施策4 女性を対象とした取り組みの推進 追加 1. 妊産婦への支援の充実 2. 困難な問題を抱える女性への支援

施策の体系と第4次自殺総合対策大綱

施策の体系	第4次自殺総合対策大綱の重点施策で示された変更項目
《6つの基本施策》	
基本施策1 生きることへの希望がもてるつながりづくり	
1. 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援	・性的マイノリティの方等に関する支援の充実 ・女性特有の課題への支援 ・不安や困難を抱える人への支援
2. 孤独・孤立を防ぐ居場所づくり活動	・自殺対策に資する居場所づくりの推進
3. 自殺未遂者・遺された遺族等への支援	・学校、職場等での事後対応の促進 ・遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等 ・遺児等への支援
基本施策2 多様な相談体制の充実	
1. アウトリーチによる相談体制の推進	・相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
2. 様々な悩みや困りごとに対応する相談窓口の充実	・ICT（インターネット・SNS等）活用 ・インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化 ・民間団体の相談事業に対する支援
基本施策3 子ども・若者が健やかに育つ環境づくりの推進	
1. 学校等における取り組みの推進	・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施 ・学生・生徒への支援充実 ・SOSの出し方に関する教育の実施
2. いじめ・不登校などへの対応の充実	・教職員に対する普及啓発 ・いじめを苦にした子どもの自殺予防
3. 子育て家庭への支援の充実	・困難を抱える子育て家庭への支援
4. 若年層対策の推進	・子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実 ・子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
基本施策4 市民への啓発と周知	
1. 自殺対策・心の健康・生きる支援に関する啓発の推進	・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発 ・自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証成果活用 ・コロナ禍における自殺等の調査
2. 市民向け講演会・イベント等の開催	
基本施策5 自殺対策を支える人材の育成	
1. 市民・団体等を対象とする研修	・家族、知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援
2. 多様な職種（市職員を含む）を対象とする研修	・ゲートキーパーの養成
3. 関係者間の連携調整を担う人材の育成	・自殺対策従事者への心のケア

施策の体系	第4次自殺総合対策大綱の重点施策で示された変更項目
基本施策6 地域におけるネットワークの強化	
1. 庁内・地域の連携体制の強化	
2. 自殺リスクの軽減と未然防止に向けたネットワークの推進	・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等 ・子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
3. 早期対応に向けたネットワークの推進	・医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
《4つの重点施策》	
重点施策1 高齢者を対象とした取り組みの推進	
1. 見守り・支え合いの仕組みづくり	
2. 相談・訪問等を通じての支援の充実	
3. 地域での交流	
重点施策2 勤労者を対象とした取り組みの推進	
1. 職場環境の是正に向けた取り組みの推進	・長時間労働の是正 ・ハラスメント防止対策
2. 職域でのメンタルヘルス対策の推進	
3. 職業的自立に向けた支援	
重点施策3 生活困窮者等への取り組みの推進	
1. 生活困窮家庭等への支援	
2. 経済的困難を抱える子ども等への支援	
重点施策4 女性を対象とした取り組みの推進	
1. 妊産婦への支援の充実	女性の自殺対策を更に推進する ・妊産婦への支援の充実
2. 困難な問題を抱える女性への支援	・コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援 ・困難な問題を抱える女性への支援